

東海村障がい者合理的配慮推進事業

～理解が支援につながるまちづくり～



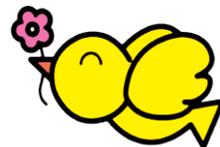
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、**事業者等が合理的な配慮を行う際にかかる費用を助成**します

補助率 10 / 10 (助成限度額の範囲内)

■ 助成対象

- 商店や飲食店等、多くの方が利用する店舗等を経営する事業主
- 自治会やボランティア団体等



合理的配慮(障がいのある人とそうでない人の機会や待遇を平等に確保し、支障となる事情を改善、調整するための措置)について、国や自治体に加え民間事業主にも求めるもの。

■ 助成メニュー

① コミュニケーションツールの作成【助成限度額 1 万円】

(例) コミュニケーションボードの作成、点字メニューの作成 など

② 合理的配慮推進物品の購入【助成限度額 5 万円】

(例) 筆談ボード、折りたたみ式スロープ、難聴対応スピーカー など

③ 合理的配慮推進工事の施工※【助成限度額 10 万円】

(例) 階段等の手すりの設置・段差解消のためのスロープ設置 など

※ ③は自ら所有又は借用(家主との調整が可能な場合のみ。)する物件等に限ります。

■ 助成要件

合理的配慮に係る啓発等の取り組み((例)店舗内での啓発チラシの配置、従業員・構成員への研修の実施等)の実施

※手続きや啓発等の取り組みで不明な点はこちらでご相談ください。

【問合せ先】

東海村福祉部総合相談支援課 障がい福祉担当

TEL:029-287-2525 FAX:029-287-7373